

# 金沢市におけるばい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進に関する条例施行規則の制定（案）の概要

## 1 目的

金沢市におけるばい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進に関する条例（平成24年条例第3号。以下「条例」といいます。）が平成24年4月1日に一部施行されており、同年7月1日から完全施行されます。

これにより、条例の施行に関し必要な事項を定めます。

## 2 概要

### （1）道路、公園、広場その他の屋外の公共の用に供する場所に準ずるものとして規則で定める場所について（条例第2条第6号関係）

道路、公園、広場その他の屋外の公共の用に供する場所と一体的に使用される場所で、不特定多数の方が自由に利用することができるもののうち、市長が別に定める場所とします。

### （2）ばい捨て等防止重点区域を表す標識等について（条例第16条第1項関係）

ばい捨て等防止重点区域（以下「重点区域」といいます。）を指定したときは、その区域内に、その旨の標識又は標示を設置します。

### （3）重点区域の変更に当たり当該区域の住民、金沢市ばい捨て等防止重点区域指定審査会等の意見聴取が不要な規則で定める軽微な変更について（条例第16条第5項関係）

道路の拡幅による重点区域の拡大その他の重点区域の範囲に実質的な変更を伴わない変更とします。

### （4）指導、勧告、命令及び過料の処分に係る事務について（条例第19条及び第24条関係）

ア 重点区域におけるばい捨て、飼い犬等のふんの放置及び道路等の公共の場所での喫煙をした者に対する指導、勧告、命令及び過料の処分に係る事務を行わせるため、指導員を置きます。

イ 条例の施行に伴い必要となる指導員の身分証明書など6書面の様式を定めます。

### （5）金沢市ばい捨て等防止重点区域指定審査会について（条例第21条及び第22条関係）

審査会の定足数など審査会の運営に関し必要な事項を定めます。

### （6）過料の額について（条例第24条関係）

命令違反者に科す過料の額は、1,000円とします。

## 3 施行期日

平成24年7月1日